

職業安定分科会雇用保険部会(第140回)	資料2 - 1
令和2年5月26日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱

厚生労働省発職 0526 第 8 号

令和 2 年 5 月 26 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

特定受給資格者に係る雇用保険法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由として、受給資格に係る離職の日が令和二年五月一日から厚生労働大臣が定める日までの間である場合であつて、本人又は同居の親族が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の病原体に感染した場合に重症化するおそれのある疾患を有することその他の職業安定局長が定める理由を暫定的に規定するものとすること。

第二 施行期日等

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則附則第一条の四の規定は、令和二年五月一日以降に離職した者について適用すること。